

掛川市告示第13号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月18日

掛川市長 松井三郎

第3条第1項中「共同生活介護若しくは」を削る。

別表第2の表中 「

障 害 程 度 区 分 等

」を

「

障 害 支 援 区 分 等

」に改め、同表備考中「障害程度区分等」を「障

害支援区分等」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

様式第1号中 「

障 害 程 度 区 分 の 認 定

」を 「

障 害 支 援 区 分 の 認 定

」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。